

I. 基本活動

本年も個人事業者の自主的に組織した団体として、申告納税制度の発展と健全な納税思想の高揚に努め、会員並びに税務当局より信頼される会を目指して事業を展開して参ります。

会の基本である指導事業につきましては、東京税理士会神田支部のご協力を仰ぎながら、正確な記帳に基づく申告と青色申告特別控除 65 (55) 万円の利用拡大を目指し記帳指導を行ってまいります。引き続き、記帳義務が拡大された白色申告者に対して青色申告並びに青色申告会の広報活動等を行って参ります。ICTを利用した申告書の作成、提出の利用促進、マイナンバーの記載につきましては、会員への広報に努め更なる利用拡大を図ってまいります。本年10月から始まりますインボイス制度につきましては、会員への広報、サポートを最優先に行ってまいります。

税制改正運動につきましては、全国青色申告会総連合、東京青色申告会連合会と協調し、所得税・消費税・都市型税制等の改正運動を行ってまいります。

会の財政につきましては、地域の再開発や事業主の高齢化、また、コロナ禍での個人事業主の減少に伴い、会員数も減少する厳しい状況下ではありますが、会勢拡大を第一の目標として、諸種の施策を検討し会員の獲得を役員一丸となって進めます。青色申告会が、会員から必要とされるように本年も諸事業を行って参りますので、役員、会員の皆様のご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

1. 会員及び区民並びに税務当局から信頼され、かつ評価される公益事業を具体的に計画し積極的に展開する。
2. 「青色申告の普及」を通じた会員増強運動を推進し、組織の拡充強化を図り、組織の基盤を一層堅固に確立し、健全な納税者団体として発展を期する。
3. 会員の質的向上を図り、税務当局との相互信頼を保持し、税務行政の円滑な運営に協力し、もって申告納税制度の発展に寄与する。本年も引き続き e-Tax の広報、利用の推進を積極的に行う。
4. 税務知識の普及啓蒙活動、租税関係の法令、通達等の周知を図る講習会等を通じて、自計主義を徹底し誠実な記帳能力の向上と適正な申告の指導に努め、もって納税道義の高揚に期する。
5. 経営の合理化、生産性の向上を図り、事業の健全な発展を期するための経営経理、労務に関する研究指導を行う。

II. 事業計画

1. 組織の拡充強化と財政に関する事業

- (1) 会員を増強し、活力と調和のとれた組織の確立に努めると共に会員の質的向上運動を活発に行う。
- (2) 財政基盤の充実を図ることを目的として健全な支出の管理と収入の安定について検討する。
- (3) 確定申告期の「青色コーナー」について、利用者の増加につながる諸施策を検討し、青色勸奨、入会勸奨に役立つよう研究し、役員に対する研修を開催する。
- (4) 会員の現状を把握し、地区役員の補充を行い、支部・班組織の充実を図る。
- (5) インターネットの普及に対応するため、ホームページ、フェイスブック等の充実を図り、新規会員の獲得に努める。

2. 指導に関する事業

- (1) 税に関する指導体制の充実強化を図るため税務当局、東京税理士会神田支部に協力を仰ぎ、次の事業を行う。
 - イ. 会員に対し、記帳指導の徹底と説明会の開催を行う。
 - ロ. 職員の指導能力の向上を図る。
- (2) 青色申告特別控除 65（55）万円の適用確保と利用会員拡大のため、次の諸施策を講じる。
 - イ. 記帳点検指導会等を利用し複式簿記での記帳者の増加を図る。
 - ロ. パソコン会計ソフトの利用による記帳者に対し、集合・個別による指導を行う。
 - ハ. 青色申告特別控除 65 万円の条件に対応するため、更なる e-Tax 利用の促進を図る。
- (3) e-Tax に対応するため、事務局の整備を行い職員の指導知識の習得を図る。
- (4) マイナンバー制度についての研修会を開催し、制度の定着、広報に努める。
- (5) 消費税適格請求書等保存方式（インボイス）の説明会を開催、会員へのサポートを行い、令和 5 年 10 月の実施に備える。

3. 福利厚生に関する事業

- (1) 事業主並びに従業員の福利厚生のため労働保険、社会保険の普及推進を図る。
- (2) 東青連共済、東京青色傷害、東京青色医療保険、自転車保険、アメリカンファミリー生命、東京都火災共済、関東自動車共済、三井住友トラストカード等の各種制度の加入推進を行う。
- (3) パナソニックホームズ(株)と提携し会員の家づくりのサポートを行う。
- (4) 会員、従業員の将来に備え小規模企業共済、中小企業退職金共済の普及に努める。

4. 連帯・協調に関する事業

- (1) 日帰りバス旅行等レクリエーション等を実施し、会員相互間の親睦・連帯・協調に努める。
- (2) 女性部・青年部の事業においても、会員が参加できるような事業を展開する。

5. 公益性の充実に関する事業

- (1) 青色コーナーへの従事を通じ、青色申告の普及と正確な記帳、適正な申告を推進する。
- (2) 全役員に対し、納税道義の高揚を図ると共に、会員への対話などを通じて適切な指導体制を確立し、青色申告制度への認識を高め、組織の充実強化を図る。
- (3) 女性部及び青年部の充実、強化を図り、各種事業を通じ、後継者の指導育成に努める。

6. 広報活動に関する事業

- (1) 会員に必要な税情報・経営情報等の広報活動を行い、健全な税務知識の普及に努め、合わせて e-Tax に関する広報活動を通じ、更なる利用促進につなげる。
- (2) 会員等を対象に、機関紙「青色だより」を発行、配布する。
- (3) 消費税期限内完納の広報を行う。
- (4) 消費税適格請求書等保存方式（インボイス）について一層の広報を行う。

7. 各種会議の開催

- (1) 「社団法人としての組織基盤の確立」及び「所得税・消費税の適正申告の推進」を円滑に実施していくために、各種会議の開催を積極的に行う。

8. 関係団体等に関する事業

- (1) 税務署、都税事務所、区役所及び関係民間団体との連携を図り、各種事業を有効に実施できるよう努める。
- (2) 関係団体との合同事業を積極的に進める。
- (3) 同一の目的を持つ麹町青色申告会と交流を図り、意思の疎通と合理化に努める。